

青山学院高等部同窓会 会則

2013 年 4 月 20 日

青山学院高等部同窓会会則

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は青山学院高等部同窓会と称し、青山学院校友会高等部に属する。

第2条 本会の所在地は東京都渋谷区渋谷四丁目四番二五号青山学院内におく。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は青山学院の建学の精神に基き、会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- 一 会報の発行
- 二 親睦会等の開催
- 三 会員名簿の管理
- 四 その他目的達成に必要な事業

第三章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

- 一 正 会 員 青山学院高等部卒業生
- 二 名誉会員 青山学院高等部現旧教職員
- 三 会 友 一時期在学した者で、会員の推挙を受け常任幹事会の承認を得た者

第四章 役 員

(役員の種類及び職務)

第6条 本会に議決権を有する次の役員をおく。

- 一 名誉会長 1名 青山学院高等部部長が就任する。但し議決権は持たない。
- 二 会 長 1名 本会の代表者として役員総会・常任幹事会の招集、その他本会の運営事務を統括する。
- 三 副 会 長 3名以内 会長を補佐すると共に会務・財務の担当所管をし、それぞれの所管部署の責任を負う。会長に事故ある時は職務執行の代行を行なう。
- 四 会 計 1名 本会の会計事務を行なう。
- 五 事務局長 1名 事務局を統括し、本会の事務運営にあたる。
- 六 常任幹事 30名以上 会務執行に対する助言とチェック機能、役員総会に上程する議案の決議を行う。
- 七 監 事 2名 本会の監査を行なう。
- 八 代表幹事 各期2名 各期の意見を代表し、役員総会にその意見を反映させると共に、役員総会の決定事項に基づき当該期会員の取り纏めを行なう。
- 九 校友会代議員 30名 青山学院校友会会則に則り同代議員会(総会)及び高等部会代議員会に出席し校友会活動に対する提案とチェックを行う。

(役員の選任)

第7条 役員は次の方法により正会員の中より選出される。

- 一 会長、副会長 常任幹事会で承認を受けた役員推薦委員会にて候補を選出し、役員総会において承認する。
- 二 会 計 会長がこれを推薦し、役員総会において承認する。
- 三 事務局長 会長がこれを指名(推薦)し、役員総会において報告する。
- 四 常任幹事 会長がこれを推薦し、役員総会において承認する。
- 五 監 事 常任幹事会で承認を受けた役員推薦委員会にて候補を選出し、役員総会において承認する。

- 六 代表幹事 各期の会員より決定し、役員総会において報告する。
七 校友会代議員 役員総会において推薦し青山学院校友会代議員総会で承認される。

(役員任期)

第8条

- 一 役員（除く代表幹事）の任期は二年とし再任を妨げない。但し、会長・副会長の任期は一期二年とし三期を越えることができない。
校友会代議員は青山学院校友会会則に則る。
- 二 任期中に交代した役員は、前任者の残任期間とする。

上記役員の外に同窓会活動に対するアドバイザーとして若干名の顧問を置く事ができる。その場合の任期は役員に準ずるものとする。

第五章 会議

(役員総会)

第9条

- 一 本会の最高決議機関は役員総会である。
- 二 会長は毎会計年度終了後二ヶ月以内に役員総会を招集し次の事項を決議する。
 - ① 事業報告及び収支決算の承認
 - ② 事業計画及び収支予算の決議
 - ③ 役員を選出・承認
 - ④ 会則改正
 - ⑤ その他常任幹事会において必要と認めた事項の決議及び承認。尚、役員総会にて決議された案件は直近の会報にこれを記載し全会員に報告するものとする。
- 三 役員総会は役員二分の一以上の出席をもって成立し、出席役員議決権の過半数をもって議決する。尚、この場合欠席役員は委任状の提出をもって出席とすることができ、若しくは代理人出席もこれを認める。

(常任幹事会)

第10条

- 一 常任幹事会は会長・副会長・事務局長並びに常任幹事で構成する。
- 二 常任幹事会は会長の諮問機関であるとともに、役員総会の委嘱を受け本会の運営方針及び事業の立案、決定を行なう。
- 三 会長は役員総会の承認を得て、必要に応じて常任幹事会の中に臨時の委員会をおくことができる。

(臨時役員総会)

- 第11条** 会長は必要に応じ臨時役員総会を招集することができる。もしくは、役員三分の一以上の請求があった場合は1ヶ月以内に臨時役員総会を招集しなければならない。

第六章 事務局

(事務局)

第12条

- 一 事務局は常任幹事会の委嘱を受け会務の執行をする。この場合、会務とは総務・会計業務・会員名簿の管理・会報の発行、その他会の運営に必要な各種業務をいう。
- 二 事務局に事務局長及び事務局会計委員、又必要に応じ事務局次長をおき、事務運営上の責任者は事務局長とする。
- 三 事務局運営規定は別に細則としてこれを定める。

第七章 会計

(会計)

- 第13条** 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(会 費)

第14条 本会の会費は次の通りとする。

一 正会員および会友

- ・入 会 金 5,000 円とし入会時に納入する。
- ・年 会 費 2,000 円とする。但し、年会費一括納入を希望する会員は、年齢を問わず何年分でも納入できる。
- ・終 身 会 費 卒業後 42 年目以上の期の会員は年会費の支払いに際し、この制度を選択することができる。なお会費の額並びに適用方法は別途細則で定める。
- ・早期終身会費 卒業後 5 年目以上の会員は、いずれの年齢でもこの制度を選択することができる。会費は一律 50,000 円とする。
- ・会 費 免 除 卒業後 62 年目以上の期の会員は会費の支払いを免除とする。

二 名誉会員の会費は免除とする。

三 役員総会の承認を得た場合は、臨時会費を集める事ができる。

四 既納会費の返戻は行なわない。

(寄 付)

第15条 本会に寄付の申し出があるときは、会長の承認を得てこれを受理する。

第八章 補 則

(細則の制定)

第16条 本会の実施上必要と認められる細則は、常任幹事会の決議によりこれを定めることができる。

(慶 弔)

第17条 本会の慶弔規定を次の様に定める。

一 以下に規定した者が死亡した時は生花一基を贈るものとする。

- イ. 会長・副会長
- ロ. 高等部専任教諭<退職者も含む>
- ハ. 学校関係者

二 本規定にない場合、若しくは規定の運用に疑義が生じた場合、又儀礼的社会的祝金は総て会長の判断によるものとする。

三 本規定は 1999 年 4 月 23 日より実施される。

(本会則にない事柄の取り扱い)

第18条 本会則に定めのない事項については、本会運営上必要と認められる場合に限り、常任委員会の決議によりこれを処理することができる。

〈附 則〉

第19条 本会則は第一回総会において正会員の承認を得て 1953 年 6 月 14 日より実施される。

1953 年	6 月 14 日	施行
1976 年	10 月 3 日	改正
1988 年	6 月 9 日	改正
1998 年	4 月 24 日	改正
2000 年	4 月 21 日	改正
2002 年	4 月 25 日	改正
2003 年	4 月 26 日	改正
2004 年	4 月 24 日	改正
2005 年	4 月 23 日	改正
2010 年	4 月 24 日	改正
2012 年	4 月 21 日	改正
2013 年	4 月 20 日	改正